明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○総合特別区域の区域を変更した件（内閣府二三三～二三八）　二
○登録証明機関を登録した件（総務四〇一）　二
○特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件（同四〇二）　二
○開設計画の認定を受けた者の名称の変更に関する件（同四〇三）　三
○特定基地局の開設に関する計画に係る周波数の指定を変更する件（同四〇四）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三一七）　四
○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（文化庁五五）　四
○保安林の指定をする件（農林水産二七〇九）　四
○保安林の指定を解除する件（同二七一〇）　四
○肥料の仮登録の有効期間を更新した件（同二七一一）　四
○平成二十六年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（同二七一二）　四
○地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件（国土交通一〇四六）　六
○エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（同一〇四七）　六
○地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件（同一〇四八）　七
○地震その他の震動によって遊戯施設の釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件（同一〇四九）　七
○乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障がない構造方法を定める件（同一〇五〇）　八
○乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上支障がない構造方法を定める件（同一〇五一）　八
○乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を定める件（同一〇五二）　八
○特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件の一部を改正する件（同一〇五三）　八
○エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件の一部を改正する件（同一〇五四）　八
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が決定された件（防衛二〇〇）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局九〇、九一）　九
○道路に関する件（中部地方整備局一八六）　九

〔国会事項〕

内閣　外務省　一〇

〔人事異動〕

内閣　外務省　一〇

〔叙位・叙勲〕

一〇

〔皇室事項〕

二

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　二
最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示六、七、沖縄同三）　二

〔資　料〕

閣議決定等事項　二

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、有権者申出方関係　三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三〇

会社その他